

東京都小平市緑化推進委員会

第18期

小平市緑化推進提言

(タイトル)



(2023/10/27 第7回タタキ台)

令和6年3月〇日
小平市緑化推進委員会

はじめに

I 生物多様性の高い雑木林の実現

Ⅱ 用水・上水を現代に活かす

III 公園の有効活用等の促進

IV 屋敷林等小平由来の緑で街路樹を作る小平

▽ 鈴木遺跡を遺跡公園として現代に活かす

VI中央エリア緑化は市民のやすらぎと行政コンセプトの追求

はじめに

第18期小平市緑化推進委員会は8回の委員会討議を経て作成されました。1年目の4回は各委員の個別提案を出し合い、それらについて討論しました。2年目には、4月に鈴木遺跡見学会を実施し現地をつぶさに視察しました。直後の委員会では鈴木遺跡について突っ込んだ議論を行い、さらに全体のたたき台案を作成し3回に渡って討議改良を繰り返し、提言書について最終的な議論を行い完成させました。特にこだわったのは通り一遍な抽象的な計画論ではなく、個々具体なアイデアやデータ等に基づいた実質的内容を視野において実行計画案を提言することでした。

I 生物多様性の高い雑木林の実現

玉川上水沿いや野火止用水沿い等に残る武蔵野の雑木林は単なる林ではなく、小平の新田開発を支えた歴史的価値を持つ緑であり、現在では都内武蔵野の残存する貴重な雑木林群です。ナラ枯れが終息段階に入ったとはいえ、まだまだ被害は続いており余談を許さない状況です。しかし、多くのコナラやクヌギが枯れて明るくなった空間（ギャップ）にはアカメガシワ、タラノキ等のパイオニア（先駆）植物やスキ類、外来植物が繁茂し、雑木林からは考えられない姿になってしまいました。それらについてはナラ枯れ処理を行うとともに、コナラやクヌギ等を植樹して回復させるための方策を提案します。そして回復しつつある雑木林は現代的課題である生物多様性向上の基地として機能するようにするとともに、2022年4月に環境省が定めたサーティーバイサーティ（30by30）の「自然共生サイト」に申請し認定を受けることで社会的に位置付けることが現代に生きる雑木林の道と考えます。その仕組みについて併せて提案します。

1 雜木林の再生方策

- ・コナラやクヌギが枯れて伐採された空間をギャップといいます。ひとつのギャップの面積がある程度となれば、先駆植物が一斉に発芽し、その著しい成長力で雑木林ではない別の林になってしまいます。そういう場所こそすぐに再生しなければなりません。まず先駆植物を刈取・撤去して、コナラやクヌギの実生はそのままにして生かしさらにコナラやクヌギの苗木を植栽することを提案します。
- ・使用する苗木は小平産のドングリを使います。小平雑木林のDNAを守るためです。**どんぐり里親制度**を継承して小学生や市民に培養してもらいそこから育てた苗木を使いますこれは雑木林が子供のころから身近なもので、自分たちが育てた意識を醸成させるのに役立ちます。

2 雜木林生物多様性を高める方策

「武蔵野の雑木林は全体的に大きくなりすぎている印象がある。本来幹回りが細く、下に多様な植物があるのが雑木林と考えるが、市内残っていないのか」との指摘が委員会であった。市内に幾つかの雑木林があるがそこで草本類の多様性について、2021年に

草本出現調査を野火止用水の雑木林（野火止橋～土橋区間）で、年間を通して雑木林内に出現する草本類について識別調査を行った。その調査結果によれば本来雑木林に生育する50種類の草本が確認されている。健全な武蔵野の雑木林であれば150～200種の草本が存在すると言われています。さらに全体で5株以下しか存在しない草本が20種類確認されています。これは草本類が減少している可能性の証とも考えられます。生物多様性向上のため以下の方策を提案します。

- ・定期的な下草刈りを年間通して行う。特にアズマネザサ・植栽されたクマザサについては徹底した下草刈りを行うことが必要で、放置すればどんどん領域を拡大し、密生し、高生となり他の草本を駆逐することになります。外来種も同様に除去します
- ・ゾーニングを行う。人が立ち入る区域と立入禁止区域をはっきりと分離し、簡単な人止め柵で立入禁止を明示する。
- ・クズ掃きは行わない。落葉には草本の種子が含まれています。
- ・毎年定期的な草本識別調査を行い雑木林毎の出現草本の種と量を把握し、生物多様性向上の指標とする。具体的にはボランティア市民協力隊による調査隊を募集し、調査にあたることとし、1年を通して雑木林林床草本写真展示会を開催することでモチベーションをあげる。

3 雜木林の高木アカマツを保全・保護する

アカマツは小平市の雑木林を象徴する代表的な樹種です。市内雑木林に点在しコナラ等雑木を見下ろすような存在は小平市の原風景です。現在マツ枯れ病や管理者の伐採により減少しています。貴重な存在である雑木林中のアカマツ形状等を調査し「小平市保存アカマツ樹」として登録・データ管理で特別な保存樹木として管理すべきです。それらの樹木はマツ枯れ病対策の樹幹注入剤等で保全・保護すべきことを提案します。

4 新たに雑木林を創る

近年新たに武蔵野の雑木林を創り、市民活動等に活用されている成功事例があります。例えば昭和天皇が発案した皇居二の丸雑木林は庭園から雑木林に変更したもので、皇居東御苑の一角として利用されています。また国営昭和記念公園のこぼれびの丘は雑木林として計画され作られました。現在では多くのボランティアによって保全育成されています。いずれも生物多様性が豊になり、特に林床草本はその種類数は増加しています。

中島町都営アパートの南側の空き地は小平都市計画3・3・3号線予定地で道路整備時期については未定である。玉川上水とは公園を挟んで隣接しており、一見長い間放置されている土地と見える、また小平3・3・3号線は計画幅員28m道路で計画されており、所有者は公的団体のようですので、ただ空き地にせずに雑木林として緑を小平市民に提供するよう提案します。このことは用水と雑木林と公園と新たな雑木林の繋がりを図るうえで有効であり、小平グリーンロードのエメラルドネックレス計画の一助ともなります。

5 雜木林の危険を回避する

雑木林にはいろいろな危険も待ち受けています。カエンダケ、スズメバチ、落枝等は危

陥回避方法についてその生態や属性に沿った方法で周知徹底を図りましょう。特にナラ枯れ病での枯死樹木・落枝危険枝は一刻も早く除去する必要があります。

6 小平の雑木林は生物多様性 30by30 アライアンス「自然共生サイト」の登録をめざす

小平市の雑木林は都内での平地林として貴重な存在となっています。現在は市当局等や市民団体との協働によって守られている状況です。この保護すべき雑木林を永続的に維持するためには保護思想の次世代への継承、刻々と進化する技術手法の情報収集と研鑽等の課題があり。これらの課題を解決するための糸口として国（環境省）が進める「自然共生サイト」の認定を「小平市の都市雑木林群」として申請し、認定されることを提案します。この「自然共生サイト」とは 2021 年英国で開催された G7 サミットで、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標をかけ、G7 各国が同じ割合を保全・保護することを約束しました。

具体的には 30 b y 30（サーティバイサーティ）という目標をかけ、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようというものです。

我国でも 30 b y 30 アライアンスが発足し、目標の国内達成のため、本年（2023 年）4 月より環境省が地方自治体の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として認定が始まりました。認定された「自然共生サイト」は国際データベースに登録されることになります。

この認定による具体的成果は、保存雑木林の生物多様性価値が明確となり、保全の担保性が高まり、管理者である地方自治体のモチベーションの向上につながることが期待できます。さらに企業等の活動支援（資金・労力）、クラウドファンディング等による資金協力が得られる可能性も生まれます。

II 用水・上水等を現代に活かす

小平市の用水等は延長約 50 km にもおよび市内全体に張り巡らされ、さながら「水路の町小平」と言えるでしょう。

こんな小平の水路を現代生活にマッチングさせて、今に生きる水路の実現をめざす提案を行います。しかし多摩川河川水の用水と下水道処理水の玉川上水、野火止用水は現代での活かし方を別々に考えることが大切です。

「ホタルの里小平」めざしましょう

近年、小川用水等のあちこちでホタルの目撃が相次いでいて、何十年ぶりかでホタルが出現に感動したとの報告が複数寄せられています。

古くは飲料水、生活用水として使われてきた小平の用水は現在社会的意義の薄い存在となってしまいました。しかし、相変わらず多摩川の清流が流れています。すなわち多摩川の水と緑しいては奥多摩の自然が直接小平市内に運び込まれています。小平市の水と緑を考

える上で最も利用価値のある資源と言えるのではないでしょか、そしてホタルが生息するという事は水環境、生物環境が素晴らしいレベルにあるという象徴でもあり水生環境における豊な生物多様性の証にもなります。さらに小平市のイメージアップにつながります。

具体的方策の提案

- ・用水路調査の実施—ホタル等の生物生息環境調査として、ホタル出現状況調査、カワニナ生息状況調査、護岸状況地図の作成、沼さらい実施個所状況調査等用水に関する細かい情報やデータを蓄積してこれらの相互関係を明らかにします。
- ・具体的な用水の管理としてはホタル生息可能水路の範囲を広げることが大切です。ホタルやカワニナは多摩川河川水から供給され続けることは確実で、最も大切なことは小川用水等におけるホタル生息環境の解明、少しでも水の流れる流路を増やすことと現在いろいろな素材や工法の護岸があり、ホタル生育環境では好ましくないものがあります。ホタルが発生しやすい護岸の設定さらにホタル等生物環境保全の為の沼さらい方法・時期の改善の確立にあります。

子供達が水生生物と触れ合う環境（ビオトープ）の創出

ホタルの里の実現はよりもなおさず水生生物の多様性の実現につながります。河川のほとんどの小平では水生生物の多様性は用水路を活用して、魚やタニシ、小エビ等水生生物の観察等を体験できる水辺環境を整え、合わせて水生植物環境も拡充することを提案します。

具体的方策の提案

まず延長約 50 m にもおよぶ用水の流水状況（流れの有無等）年間を通してデータとして明らかにし、それぞれの用水で生物調査を行い、触れあう生物を特定します。

すでに小川緑地等で実施されていますが用水に隣接している公園緑地、特別緑地保全地区等に用水を引込みワンド状の水路または湿地を造成することで可能で新たな水生生物環境を生み出すことが出来ますし、水生生物と触れ合う特別な場所とすることができます。例えば新堀用水では隣接するきつねっぱら公園、上水公園、都市計画鷹の台公園、中央公園、その他特別緑地保全地区等で検討することが可能です。

用水路の文化財指定を推進しましょう

江戸享保期の武蔵野新田開発の元となった多摩各市で用水路について近年文化財指定が進んでいます。例えば国分寺市では胎内堀の用水跡地を立川市では柴崎用水等が文化財に指定しました。用水・上水約 50 m を有するまち小平でありさらにその 70%以上に今でも清らかな流れがあり、すでに玉川上水はその類まれな素掘り構造で国の史跡に指定されています。また小金井市と隣接する小金井（サクラ）は国の名勝で指定 100 周年を迎えております。他方 350 年以上の歴史を持つ市内用水路も時の経過とともにますます文化財的価値の重要性が高くなっています。特に明治初期に作られ 150 年以上経過した新堀用水の胎内堀は 60 か所の縦穴を有し、約 900m にもおよぶ大規模なものであり、文化財的価値が大きい、この他に堰、築堤、まわし堀、水車跡など用水の水を如何に効率よく使いまわす

かの技術的な遺跡の残されており、これらも含めて文化財として指定し、後世に伝承すべきものと提案します。

小平市の用水・上水広報、宣伝

近年、空き家が多くなっていることも事実ですが、新たなマンションや一戸建ての販売も盛んで、新住民の方々が増えている状況があります。新たな市民にとって用水路の歴史や重要性について理解してもらい、親しみが持てるものにすることが肝心です。そのためには絶え間ない広報手段を用意する必要があります。

具体的方策の提案

- ・上水、用水および隣接する名所づくり（例えばタヌキ掘り、まわし掘り、小金井桜、水門、洗い場、行幸松、小川水衛所跡、彫刻の谷、足湯、森田ガーデン、中央公園、平櫛田中館、小川寺庭園、ホタル出現地等々）を市民公募で行い、「用水カード」して発行する。可能な範囲で関係者の広告宣伝を入れて資金的軽減を図る。
- ・「用水カード」で出来上がった名所は、巡りながらウォーキングで用水の名所が楽しめる地図を作製する。広告についても実施することで経費の削減を図る。

沼さらいを全市民的行事に

小平の沼さらいは古くから、それぞれが隣接する区域の行事として行われてきました。もちろん住宅地間を流れる用水の沼さらいは隣家のプライバシーを尊重して行わなければなりません。他方、用水を現代に活かす「ホタルの里小平」や「子ども達が水生生物と触れ合う環境」の場所では沼さらいの方法・時期もおのずと変化することが予想され、プライバシー保護と用水を活かす区域のゾーニングを行い、それぞれの場所に見合った形で沼さらいを行い、特にプライバシー保護が優先すべき地区以外では、用水を現代に活かすという目標を設定して全市民行事として実施を検討すべきです。

III 公園の有効活用等の促進

小平市には沢山の公園が存在します。これらの公園のうちあまり使われていない公園も多いようです。ここでは公園等の有効活用ならびに新規公園整備、宅地開発における公園緑地の確保について提言をします。

1 「公園カード」による公園周知・利用の活性化

小平市の公園は魅力向上のための工夫が施されている公園が多くあります。その魅力を最大限活かすために、「公園カード」を作成・配布することを提案します。小平市の公園321か所の樹木や遊具、広場、並木道等公園の市民が日常感じている魅力を一般市民から公募し、デザインコンクール実施し、選考する形で実施します。作成にあたっては雨に強い材質の考慮やQRコードを付けて動画で魅力を発信することを提案し、市民の公園巡りを日常化させる。原資については広告収入の導入も検討する用意があります。

2 インクルーシブル遊具等の導入

公園の活性化については、子どもに人気のある遊具や施設の調査や公園施設の市民ニーズを把握し、また小平市が障がい者の福祉宣言都市であることを勘案し、障がいの有無にかかわらず。誰もが遊ぶことのできるインクルーシブ遊具について積極的な導入を提案します。

- ・既存公園の老朽化した遊具についてはインクルーシブ遊具での更新を検討すべきです。
- ・新規造成公園である鷹の台・鎌倉公園については子どもや市民の意見を聴き、例えば背もたれ付のブランコや円盤型シート等のブランコの設置、すべり台付き複合遊具等のインクルーシブ遊具を導入する。

3 「公園を核としたまちづくり」は公園等連携による相乗効果によって実現する

「鷹の台公園事業」において、鷹の台公園の整備とともに周辺の中央公園・同グラウンド・同テニスコート・市民総合体育館・上水公園・同テニスコート・きつねっぱら公園・同こどもキャンプ場・ふれあい下水道館・鷹の台公園等の管理について指定管理者制度の導入が検討されています。コスト面の解決はもちろんのこと、民間の創意工夫と民間活力で実現しなければなりません。地域における公園等の一体管理の成果は「公園を核としたまちづくり」の実現にあります。民間業者にその充分な能力を発揮してもらうためには以下の内容に配慮した指定管理者制度の枠組みが必要です。

- ・公園施設とスポーツ施設・ふれあい下水道館を一体として指定管理者とすべきです。緑とスポーツ等の機能の連携が確保され民間による創意工夫が可能となります。
- ・指定管理者による競争提案に「公園を核としたまちづくり」の具体的提案を義務付け、アイデアを出させ、その優劣判定が採否の一つの要素とする必要があります。
- ・今回の指定管理施設はいずれも玉川上水の緑と接しているか、極近隣の関係にある施設です。指定管理者競争入札においては、市の緑と玉川上水の緑の連携による相乗効果の拡大が大きなテーマとなり、これを民間の知恵と工夫で実現させましょう。具体的な連携方策を義務づけた案の提出を求め採否の一つの要素とすることを提案します。

4 開発要綱の見直しによる狭小公園の排除と緑化基金の拡充

近年多摩地域に戸建て住宅を求める需要が増しています。農地の宅地の流れは加速するものと推察されます。現行の開発要綱は開発面積 3000 m²以上に 6%の公園設置義務を課しています。結果、300 m²以下の公園が多く発生し、魅力向上が望めない公園が益々増加する状況です。また 3000 m²以下の開発でも住宅購買層は子育て世代が多く、公園の必要性は高く、不平等を強いられているのが実情です。該当開発面積をもっと下げるなどを検討するとともに、300 m²以下の公園となる場合には金銭納付を可能にする方策も検討し、納付金は緑化基金に算入できる方式とするべきです。もちろん集まった費用は新規公園・既存公園の整備に有効に使います。

IV 屋敷林等小平由来の緑で街路樹を作る小平

小平市の街路樹のみどりは特に都道で危機的状況にあります。市内東西 10km をほぼ貫通する青梅街道、東西の五日市街道、鈴木街道、立川通り、また南北の府中街道、村山街道などでは歩道がせまく街路樹がまったく存在しない区間が多くあります。しかし

50 年程前は違っていました。青梅街道、五日市街道等の両側には屋敷林が張り付いていました。屋敷林の大きなケヤキがまるで「原宿表参道のケヤキ」のように街路樹の役割をはたしていたのです。青梅街道等を道路拡幅することは難しく、このような緑の文化財の保全、また新規整備道路に新たな緑をどのように導入するかが問われています。

国の道路緑化基準に基けば、新府中街道等新たな道路を建設する場合、生物生態系や都市景観に配慮して、十分な緑化空間を形成する必要があります。

さらにそれらが望めない歩道の狭い道路ではどのようにして緑被率をあげるかが課題で、市道だけではなく都道を含めた小平の道路緑化基準を作成する必要があります。

さらに国指定名勝で指定 100 年を迎える玉川上水の小金井桜の小平市内の桜並木は惨憺たる状況であり、格段の配慮を提案します。

屋敷林の緑を道路の緑に

屋敷林のケヤキ等が道路の緑として役割をはたしている屋敷林はまだ健在します。しかし屋敷林所有者の高齢化と剪定の問題、大きく立派に育った屋敷林のケヤキ等の大径木市民共通の財産であり長年道路の緑としての役割を果たしてきた樹木です。大きなケヤキ維持管理については多大な費用がかり、持ち主が多くの負担を強いられているのが現状です。江戸時代には石灰を運ぶ馬車が往還し、灼熱の暑さには人と馬に緑陰を提供し、寒風を防いでいた街道並木でもありました。青梅街道や立川通りに残る屋敷林は歴史的にも貴重な市の財産です。また街道の南側には「たからみち」の並木が存在します。現在の保存樹制度では不十分です。例えば約 10 年に一度の剪定費用の全額補助制度の導入、落ち葉回収費用の公費負担等手厚い方策で今後も小平市の道路の歴史的緑として存続できるような措置を提案します。

新府中街道に屋敷林の緑を新規導入する

青梅街道から南の新府中街道の整備は国分寺市内で着々と進んでいます。新府中街道の新規道路緑化に関しては、事業者である東京都の担当部局は道路に直接面する地方自治体である小平市の要望を聴き、意向に沿った計画となることが多いことが過去の例で想定されます。すなわち新府中街道の道路緑化計画は地元小平市がしっかりと目的をもった道路緑化計画を策定して要望をすべきです。

具体的には小平市内では玉川上水を平面で横断するため玉川上水の雑木林が大きく消滅してしまいます。しかし、現在の青梅街道等の渋滞を考えれば納得せざるをえない状況です。もちろん伐採は最小限としなければなりません、施工にあたっては小平市民による雑木林伐採監視団等の設置が必要です。他方新府中街道は幅員 36m と両側に 10m ずつの環

境施設帯をもった広幅員道路で計画されています。環境施設帯の横断構成として歩道、自転車道を取ったとしてもかなりの植樹帯幅が確保されます。そこには屋敷林の主要樹木であり郷土樹木であるケヤキやシラカシ・ヒイラギモクセイを屋敷林の形態で植栽し道路の緑とします。玉川上水の雑木林は消滅するかわりに国分寺境から青梅街道まで約1.4kmを往時の屋敷林並木で緑化すること、さらに植樹帯部分では玉川上水の流れも復元します。こうすることでブリヂストンパークウェイやイオンフードスタイルの樹林が相まって小平グリーンロードを南北につなぐ緑の軸としての機能がはたすのが緑の文化財である小平の屋敷林形態で行うことの意義があります。

道路緑化マニュアルの検討例

狭い歩道の道路の緑は単に街路樹だけではなく、周辺住宅・施設の協力による新たな緑化方式の検討が必要です。例えば住宅・施設壁面にハンギングバスケット等の設置補助、また道路からセットバックして建物を建て前面敷地を緑化した場合の補助等によって道路景観の改善・緑視率の向上等道路周辺でできる多方面の緑化方策の検討を行うこと等、新たな緑化方式等の検討のため道路緑化マニュアルの検討を提案します。さしあたっては小平駅前あかしあ通りのルネ小平の壁面空間や小川駅西口再開発、中央エリアの緑化時にハンギングバスケットによる緑化を試験的に実施し、具体的な管理等データを収集すべきことを提案します。

御上水桜（小金井桜）の復活協力

大正13（1924）年に吉野の桜や仁和寺の御室桜とともに国指定名勝として指定された小金井桜は指定百年を迎えております。東京都教育庁は復活事業を2023年から開始して小金井市分については概ね完了して、往時のすばらしさを取り戻しつつあります。全体6km（両側12km）の半分を占める小平市分では、小平市の反対の意向もあって手が付けられていません。しかし、江戸時代享保の改革に行われた新田開発の完成記念に功労者川崎平衛門が植栽したものであり、小平市の多くの地域はこの新田開発によって初めて人が住める形になったもので、小平市民にとって小金井桜は特別なものです。我々はこの桜を後世に引き継がねばならない義務があります。一部に雑木林の生態系を壊すとの意見もありますが、そもそも小金井桜のヤマザクラは武蔵野の雑木林に生息する唯一の野生ザクラで、ヤマザクラ林の生態系は雑木林の生態系特に林床の武蔵野の草本類数は勝るとも劣ることがないことが2020年の植生調査の中で実証されています。

一刻も早く御上水桜の復活に協力するよう提案します。それが小平市のアイデンティーを守り、発揮することにつながります。

▼ 鈴木遺跡を遺跡公園として現代に活かす

国指定の旧石器時代の史跡であり、旧石器時代は今から3万数千年前から1万数千年前までの2万年間で、鈴木遺跡は旧石器時代の各年代の遺跡が包蔵されている全国的にも貴

重な文化財です。今後の科学技術（考古学がその他の技術）の更なる発達により新たな歴史的解明につながる可能性は否定できません。それ故現状のままを後世に伝える義務が我々にはあります、将来への遺跡保全が大前提となります。

一方、現代の都市生活で、1㌶以上もある土地を単に閉鎖的に空き地として保護だけの状態にしておくわけにはいかないのが現実です。2014年に農林中金より寄付がなされ、すでに10年以上の歳月が経過しており、当然市民の生活にとって有意義な空間として活用することが求められています。

もちろんいろいろな利用形態が考えられますが保護保全のために公園緑地として静的利用のみに制限した遺跡緑地として将来にわたって存在させることが最も適切で現代に生かし将来にわたって保全できる土地利用の有力な一つであろうと考えられます。事実寄付時の報道では市は公園するとしています。

鈴木遺跡提案計画提案骨子

- ・既存の樹木を保全活用し、その生態系を保全（キンラン等現存する絶滅危惧種植生の保存）し緑が分断することないように整備する。
- ・公園整備においては、旧石器時代の植生を再現する目的で、地質に混入した花粉から樹種を小平市の気候に適した樹木を選定する必要がある。1978年の鈴木遺跡調査会によれば針葉樹として *Pinus*・マツ属、*Taxodiaceae*・スギ科、広葉樹として *Carpinus*・シデ属、*Zelkova*・ケヤキ属、著しく多い草本類として Gramineae・イネ科植物の花粉が報告されており、現状のケヤキの大木や雑木林内のアカマツ等はそのまま保存し、花粉から割り出した樹種は必要な厚さに覆土して植栽し、それらを融合させて遺跡公園の緑とします。
- ・高木林地以外は覆土した芝生広場とし、園路は三和土（たたき）としてコンクリートやアスファルトは極力使用を避けた構造を提案します。
- ・現行のトイレを使うことは可能で、改装してインクルーシブな考え方に基いたトイレへと改良する。太陽光パネルの設置等グリーンインフラを考慮した整備を行う。
- ・鈴木遺跡は石神井川流域の遺跡という位置づけから、西東京市下野谷遺跡との連携を図り、旧石器時代から縄文時代のいずれも国指定史跡による連続性のある物語を形成して、マイクロツーリズムの誘致につなげることを考えます。
- ・公園利用静的利用に限定することのできる利用制限措置とり、伸び放題となっている敷地境界の旧生垣の既存樹木・樹林を適切な管理状態に戻すことによって「鈴木遺跡旧石器時代の森」として再生し、旧石器時代の木々を現代生活にマッチングさせることで市民を旧石器時代の世界に誘える緑空間とすることを提案します。

さらに小平市の緑化推進にとっての好条件は、二つの市立公園に隣接していることです。東側に隣接しているのが回田町第2公園（254 m²）、西側に隣接しているのが鈴木小南公園（271 m²）でアクセス等有利な条件となりえます。

- ・鈴木遺跡は石神井川が大きな役割を果たすことは明白であり、小学校統廃合時等将来的には石神井川源頭部（鈴木小学校敷地）も一体に保存・整備して石神井川源頭鈴木遺跡公園として将来に継承されることをさらに提案します。
- ・将来的には市内を東西に貫通する「小川用水—鈴木用水—石神井川」という「仮称小平水の軸」を見据えた計画とします。

VI 中央エリア緑化は市民のやすらぎと行政コンセプトの追求

今般、市役所本庁舎に近接する中央公民館、健康福祉事務センター、福祉会館の建物を再編して新建物に集約移行する計画において全体を中央エリアと規定して、全体のサイトプランニング（敷地計画）として緑化計画を見直す考え方は画期的でといえます。集約移行する建築計画で今までより多くの緑化可能区域を誕生させ、区域全体は約4.5haにおよぶ新エリアが誕生します。緑化推進委員会として中央エリア緑化は市民のやすらぎとともに幾つかの緑化で可能な行政コンセプト追求の空間として、「小平らしさ」を表現したランドスケープ等幾つかの提案を致します。

一般市民に中央エリアの愛称を募集する

中央エリアという名称は、いかにも行政用語的印象を与えます、むしろ緑化計画が確定した段階で約4.5haが緑に包まれた市民のための空間であることを具体的に公表して、一般市民からこのエリアの愛称を募集し特別なエリアとして認識してもらいましょう。

役所機能と自然とのふれあいや飲食機能が有機的に結びつく緑の環境をめざす

例えば子ども達等が自然環境に触れ、中央図書館で読書にいそしみ、カフェで食事やお茶する流れの中で一連の物語を形成できる緑の空間をめざします。このことは役所・健康・福祉・公民館機能を利用するすべての人々をも同様に対象とします。

雑木林や屋敷林等小平市が誇るべき緑の形を具現化する

小平市370年の歴史から生まれた雑木林や屋敷林を携えた緑を中央エリアで具現化します。屋敷林については別棟（新築）のカフェとなっている建物を屋敷として建物と緑が一体となった屋敷林の造成を提案します。

雑木林の形態は現状すでに存在しますが「こもれびの庭」については雑木林といえない状況にあります。生物多様性の観点から解決策を提案します。さらに現福祉会館東側の南北の斜面樹林帯はナラ枯れ等で樹木数は少なくなったが雑木林として再生することを提案します。

芝生広場を生物生態系に配慮した整備・管理を行い生態系保全芝生とする。

造成段階では通常の芝生を植栽しますが、管理では芝刈りによって生育できるすべての草本植物と共に存させた芝生としましょう。またスポット的に高生の草本を刈り残した昆虫ハビタットも幾つか存在させましょう。芝生はロボット芝刈り機仕様の芝生広場とします雑木林の緑が持つ生物多様性の向上を図り、目に見える形で示す。

現状の「こもれびの庭」の高木は雑木林樹種で構成されていますが、林床の下草はわずか植物しか存在せず、したがってそれらを食草とする昆虫など動物等生物類は貧弱で生物多様性ある雑木林とは言えない状況にあります。これは管理方法で解決し、生物多様性向上させましょう。さらに新たな出現動植物を一般市民に提示し生物多様性向上のプロセスを目に見える形で表現することを提案します。具体的には

最初はゾーニングをはっきりと区分し、人が立ち入る通路等と人が立ち入らない植込み地に区分することが大切です。

植込み地の落葉は管理清掃などで取り去ることはやめましょう。また通路部分の落葉も植込み地に返します。落葉の堆積は腐葉土を育むこととなり、昆虫や微生物の住処となります。さらに落葉には鳥など運んだ種子も含まれており林床草本の増加につながります。

密生して繁茂するアズマネザサは早期のうちに下刈りしましょう。密生したアズマネザサは他の林床草本を駆逐してしまいます。また外来植物についても除去しましょう。

さらに野草調査隊をボランティア市民で組織して、定期的に観察を行いその結果をカフェや立て看板等で表示する場設けるとともにネットでも配信しましょう。

みどりの循環型システム等を管理の中に導入し市民に気づいてもらう。

中央エリア緑化管理ではみどりの循環型システムの構築に努め、それらが市民からもよくわかる形で構築させるべきと提案します。具体的には植物廃棄物の循環の形を構築します。落葉は植込み地で戻し生物多様性向上に役立てます。余った落葉、剪定緑葉は腐葉土化ボックスで発酵させ家庭の腐葉土として再利用します。芝刈りで出た刈草は集草せず芝生面に散布します。剪定・伐採枝幹はカフェに暖炉等を導入して冬の燃料として備蓄する他ベンチ等に転用するなど循環化システム構築し市民に実地で見てもらいましょう。

由緒ある樹木・低木を保存し、発展させる

- ・中央公民館前にあるケヤキについては 2014 年に制定された小平名木百選の一つである。今回の計画でもそのまま残すべきである。また当時 51 か所が選定されたが 10 年を経て大きく育った樹木も数多くあると予想され、さらに消失した樹木も考えられるので、例えば市制 60 周年記念事業として発展的継続事業として実施すべきと提案します。
- ・現福祉社会館西側には 1975 年に小平市高齢者クラブ連合会から贈呈されたケヤキがあり、約 50 年を経て立派に生育しています。これはその後の市の管理良好の賜物です。高齢者の人々さらに多くの管理者の努力のかたちを今後もケヤキをこの地に残していくことを提案します。
- ・小平市自他ともに認めるブルーベリーのまちです。中央エリアには幾つかスポット的にブルーベリーをステージ的にコンテナ植栽して、目立った存在でアピールしましょう。例えば日本一大木のブルーベリー部門、高垣のブルーベリー部門、エスパリエ仕立のブルーベリー部門、ブルーベリーのトンネル仕立部門等々の設けをコンテナ栽培で実施し、生産農家のエントリーを受けて「ブルーベリーチャンピオンズシップ」等のお祭り

を開催しましょう。

- ・みどりの縁側は基本的には公有地をセットバックして中央エリアの東西の安心安全な歩行者空間を確保することを念頭に置いてもらいたい。できれば踏切の幅を広げる交渉を行い、必要なら公費で負担することでネックは解消する。ここでは現在あるサクラのうち状態のよいものを2~3本「思い出桜」として残し、現公民館南側のケヤキの列植は屋敷林並木のように保全する。みどりの縁側を通して電線の地中化を行い、電柱がでないように配慮する。さらにみどりの縁側では低木として香木（クチナシ、ジンチョウゲ、モクセイ類、ヒイラギ、ロウバイ等々）を植栽して、フレグランスロードとする。

生物多様性中央エリアをペデストリアンデッキで結ぶ

生物多様性があふれる雑木林などの樹海を鳥やドローンの目で体験できるペデストリアンデッキを提案します。市民に雑木林を身近に体験できる施設としてこれに勝るものはありません。これを延長すれば、鉄道と道路で分断された中央エリア三つのピースを一体のものとして認識することができます。

公民館跡地の民活用地にも緑化および生物多様性義務を課す

公民館跡地および現駐車場は民間活用地となっていますが、中央エリア全体の緑化に合せ同等のレベルの緑化義務化を提案します。特に「みどりの縁側」から続く中央エリア東側のみどりの拠点づくり、生物多様性に努力させることを提案します。さらに周辺住宅との緩衝帯としての緑地についても提案してもらいましょう。

新建物南側駐車場境に緑の緩衝帯の設置提案

中央エリアは周辺住宅への配慮は欠かせないものです。特に今回計画している現福祉会館および周辺の110台収容の駐車場は周辺住宅への配慮が必要です。現福祉会館時には建物と周辺の緑でほとんど緑豊かな静かな住居環境が保持されていました。今般不特定多数が利用する駐車場が直接、接するとなれば周辺住民の環境ギャップは計り知れないものとなります。周辺住宅と駐車場スペースとの間に緩衝緑地を提案します。

